

心豊かなながまちづくり推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、町民の心を豊かにするために行政区又は、地域団体（以下「行政区等」という。）が地域住民と一体となって実施する事業に対し、その経費の全部または一部を補助することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金の補助対象団体は、本部町内の行政区等とする。

(定義)

第3条 行政区等の定義は次のとおりとする。

(1)行政区とは、町内15行政区をいう。

(2)地域団体とは、法人格を持たない任意の団体で、かつ、本町に事務所を置く団体をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町長が承認した心豊かなながまちづくり推進事業計画（以下「事業計画」という。）に掲載された事業のうち、次に掲げる経費に対して、予算の範囲内において交付する。

(1)行政区の全住民又は、地域住民が対象となり、かつ、心豊かなまちづくりにつながる事業の経費

(2)その他町長が認めるものに要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1行政区50万円、1地域団体20万円以内とする。ただし、町長が特別に認める場合はその限りでない。

(事業計画の作成及び提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画を作成し、当該計画を町長に提出しなければならない。

(1) 交付対象事業等の名称及び概要

(2) 交付対象事業等の目的、効果及び実施内容

(3) 交付対象事業等に要する費用

(4) その他必要な事項

(事業計画の承認)

第7条 町長は前条の規定により送付された事業計画の承認について、あらかじめ事業計画審査会の意見を聴くものとし、その結果を申請者に通知するものとする。

2 事業計画審査会は、副町長、総務課長、企画商工観光課長、農林水産課長、教育委員会事務局長をもって構成する。

(補助申請等)

第8条 補助金の申請及び実績報告等については、本部町補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第2号）に準ずる。

附 則

この訓令は、平成30年11月30日から施行する。

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。